

---

**(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例**

**【解説書】 (案)**

---

---

**磐田市**



このページは空白です

目次.....	P1
1. 「(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例」とは.....	P2
2. 条例の構成.....	P4
3. 解説.....	P5
前文.....	P5
第1条 目的.....	P6
第2条 定義.....	P8
第3条 基本理念.....	P11
第4条 市の責務.....	P12
第5条 市民の役割.....	P13
第6条 自治会の役割.....	P14
第7条 地域づくり協議会の役割.....	P16
第8条 市民活動団体の役割.....	P19
第9条 事業者の役割.....	P20
第10条 市の施策.....	P21
第11条 人材の確保と育成.....	P25
第12条 (仮称)協働のまちづくり基本委員会の設置.....	P27
第13条 委任.....	P28



## 1. 「(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例」とは

### (1) 磐田市協働のまちづくり推進条例を改正しました。

- 平成21年4月に施行された磐田市協働のまちづくり推進条例は、協働に関する基本的な考え方を明確にし、広く共有することで、協働のまちづくりの推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与するための条例でした。

### (2) 条例改正の背景

- 平成27年度から、地域に交流センターが設置されるとともに、交流センターを活動拠点とする地域づくり協議会が設立され、地域の課題解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりが進められてきました。
- しかし、人口減少、少子高齢化がさらに進む中で、高齢者世帯の増加、定年後の就労や共働き世帯の増加により、役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難になるなど、時代の変化に対応しきれない地域が増えてきています。
- 地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減に繋げ、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。
- 私たち一人ひとりが、主体的にまちづくりに参加すること、まちづくりに関わる人材の確保と育成が求められています。
- (仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例の整備を求める声がありました。

### (3) 条例改正の目的

- 市民がまちづくりに関心を持ち、主体的に取り組むことの推進を図ります。
- 地域づくり協議会を中心としたまちづくりを推進するとともに、人材の確保と育成を図り、地域活動が持続可能なものとしします。

#### (4) 条例改正（令和〇年〇月〇日施行）のポイント

##### 「名称」

○市民自治の推進を図るため、名称を「（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例」としました。

##### 「市民自治によるまちづくり」

○市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことと規定しました。

##### 「自治会」

○自治会の役割を、自治会区域の課題解決と自治会が所属する地域の地域づくり協議会が行う活動への理解、協力を努めると規定しました。

##### 「地域づくり協議会」

○地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減につなげる取組みを一層進めるものとした。

○地域づくり協議会の役割を地域の課題解決と魅力向上に努める、地域における課題を調査把握し計画の策定に努めると規定しました。

##### 「人材の確保と育成」

○人材の確保と育成のため、自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体は、主体的な活動、透明性の高い運営、子ども、若者、女性の参加、参画の拡大に取り組むと規定しました。

#### ワンポイント

（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例は理念条例です。  
行政や地域の基本的な考え方、方向性を示すものであって、具体的なルールや数字を決めるものではありません。

## 2. 条例の構成

この条例は、下記のように構成されています。

### 前文

「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、一人でも多くの人が地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる元気と笑顔があふれる地域社会の実現を目指す決意を述べています。

### 目的 (第1条)

市民自治によるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体及び事業者の役割並びに相互の関係を明らかにしてその推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与することを目的としています。

### 定義 (第2条)

「市民自治によるまちづくり」、「市民」、「自治会」、「地域づくり協議会」、「市民活動団体」、「事業者」など、この条例で用いる用語の意義を定義しています。

### 基本理念 (第3条)

基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとします。市民活動に関心を持ち、主体的に参加することや、互いの活動の目的を理解し、自主性を尊重すること、互いに協働して取り組むことなどを規定しています。

市民の役割 (第5条)  
自治会の役割 (第6条)  
地域づくり協議会の役割 (第7条)  
市民活動団体の役割 (第8条)  
事業者の役割 (第9条)

### 人材の 確保と育成 (第11条)

自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体は、まちづくりを推進する人材の確保と育成に取り組みます。

市民等

### 市の責務 (第4条)

基本的、総合的な施策を実施する。

### 市の施策 (第10条)

意識の醸成、相談窓口の充実、活動機会の提供、人材育成、財政支援、活動拠点の支援、市の組織体制整備及び連携強化

(仮称)協働のまちづくり基本委員会の設置 (第12条)

### 委任 (第13条)

市

### 3. 解説

#### 前文

磐田市は、自然があふれ、歴史と文化が息づき、豊かな人間関係を育みながら安心して暮らせるまちとして歩みを進めてきました。

その歩みは、自治会や市民活動団体を中心とした取組みにより支えられてきましたが、全国的に進む人口減少や少子高齢化が磐田市にも影を落とし、地域活動に携わる人の高齢化や担い手不足などから、従来の市民活動を維持することが困難な状況が見られるようになってきました。

このため、複数の自治会や市民活動団体で構成した地域づくり協議会を市内全域に設立し、交流センターを拠点として、地域の課題解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりが進められてきました。

しかし、今後さらなる高齢者世帯の増加、そして、定年後の就労、共働き世帯の増加に伴う生活様式の多様化により、市民活動への関わりはさらに減少することが懸念されています。すでに、役員の選出に苦慮したり自治会の運営が困難になったりする団体や地域が増えてきています。

こうしたことから、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減につなげ、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。

私たちは、「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、一人でも多く地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる元気と笑顔があふれる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

解説： 条例の本則の前に置かれ、条例制定の背景や趣旨を明らかにするものです。

○人口の減少や高齢者世帯の増加、定年後の就労や共働き世帯の増加により、役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難になる地域が増えてきていることから、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、役員や参加者の負担軽減につなげ、誰もが無理なく気軽に参加できる環境を整える必要があります。

○「自らのまちは自らの手で」、という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、一人でも多く地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる元気と笑顔があふれる地域社会の実現を目指す決意を述べています。

(目的) 【一部改正】

第1条 この条例は、市民自治によるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体及び事業者の役割並びに相互の関係を明らかにして市民自治によるまちづくりの推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

解説： 第1条は、この条例の目的を定めたものです。

市民自治によるまちづくりの推進を図り、より良い地域社会の実現に寄与することです。

市民自治によるまちづくりとは、第2条でも規定していますが、市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことです。地域がどのような課題を抱え、どのような取組みを必要としているかを知り、自分のできることから活動していくことで、元気と笑顔があふれる地域社会の実現に近づきます。

なお、「地域社会」の捉え方は、組・班や自治会、交流センターエリア、学校区という区域から市全域に渡るものまで、課題の範囲によってさまざまな考え方ができます。

地域づくり協議会については、第2条及び第7条で説明しています。



## 【市民自治によるまちづくりの取組み事例】

まずは、地域の課題を把握することが大切です。そして、その課題を解決するための事業に取り組んでいます。ここでは、その一例を紹介します。

### ○向笠地域づくり協議会のアンケート

目的：日常生活において、高齢者がどのような支援を必要としているのかニーズの掘り起こし  
災害時に、地域としてどのように高齢者の対応をしていくかなどを考える資料として活用

対象：75歳以上全員

工夫：高齢者福祉事業（敬老会）に併せて実施

#### 【アンケート項目（抜粋）】

- 日用品や食料品等の買い物はどうしていますか。
- 地震等で自宅が損壊した場合、どこに避難しますか。
- 今、何か困っていることはありませんか。

アンケートハガキ  
スキャン  
※向笠依頼中

### ○豊浜地域づくり協議会の買い物支援事業「豊浜出張ふくの市」

目的：高齢者の買い物支援と交流の促進

日時：毎週水曜日10:00～11:00

場所：JA豊浜支店（会議室及び軒先）

内容：野菜、惣菜、切り花、果物ほかの販売

人員：レジ対応…JA、袋詰め支援・整理券対応…地域※

※協議会役員、ボランティアの当番制



(定義) 【用語追加】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民自治によるまちづくり

市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいう。

(2) 協働

市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、対等な立場で、信頼し合い、互いの特性を生かし協力することをいう。

(3) 市民

市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

(4) 自治会

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(5) 地域づくり協議会

おおむね小学校区又は中学校区の地域で活動する団体及び個人で構成されている住民組織をいう。

(6) 市民活動

市民等が、営利を目的とせず、主体的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(7) 市民活動団体

市民活動を継続的に行う団体をいう。

(8) 事業者

市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

解説： 第2条は、この条例で用いる用語の定義を明らかにしたものです。

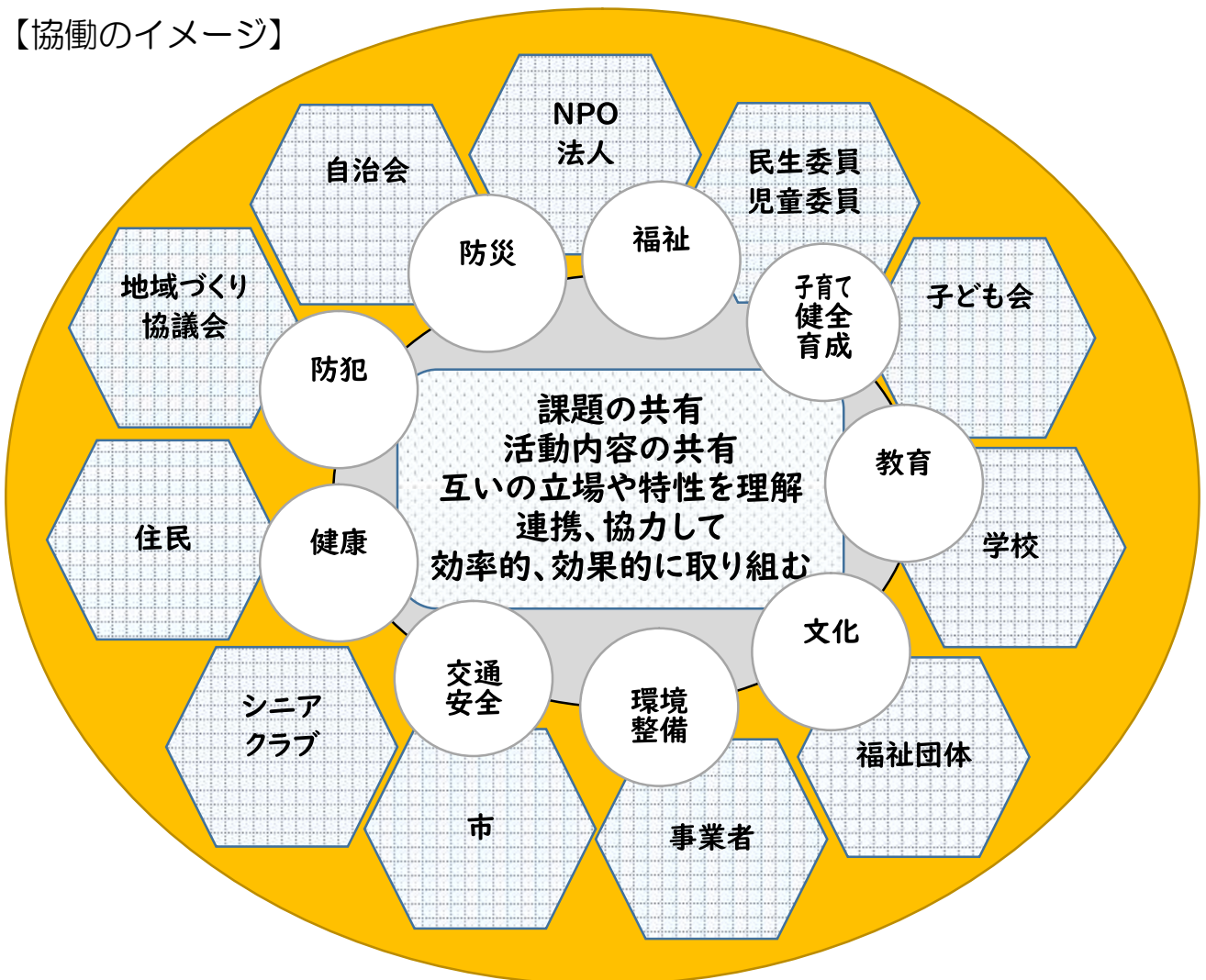
(1) 市民自治によるまちづくり

市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。

(2) 協働

対等な立場で、互いの特性を生かし、共に協力することをいいます。

【協働のイメージ】



(3) 市民

ここで定義する市民とは、磐田市に暮らし、学び、働くあらゆる人です。

(4) 自治会

自分たちの地域をより良くするために一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、私たちの生活に最も身近な団体です。

磐田市には304の自治会があります。(令和3年4月)

(5) 地域づくり協議会

支え合いによる地域活動が将来にわたって持続可能となる体制づくりを進めるため、小学校区や中学校区など一定の地域で、交流センターを拠点として活動しています。磐田市には23の地域づくり協議会があります。

(令和3年4月)

(6) 市民活動

社会的な責任や役割を意識して主体的に行う活動をいいます。

(7) 市民活動団体

市民活動団体は、ボランティア団体、NPOなど営利を目的とせずまちづくりに参画している団体でPTAなどの地縁型と防災や福祉など特定の目的の志縁型があります。

(8) 事業者

事業者とは磐田市内に事務所や事業所を持ち、営利を目的として活動している個人及び法人のことです。

(基本理念) 【一部改正】

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民は、市民活動に関心を持ち、主体的に参加すること。
- (2) 市民等及び市は、互いの活動の目的を理解し、自主性を尊重すること。
- (3) 市民等及び市は、互いの役割を理解し、協働すること。
- (4) 市民等及び市は、互いに市民活動に必要な情報を提供し、共有すること。

解説： 第3条は、市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、事業者及び市が、市民自治によるまちづくりを進めていく上で、常に意識すべき基本的な考え方を基本理念として掲げています。

- (1) まちづくりは誰かがやってくれるものではなく、私たち自らがやることを自覚し、みんなが、まちづくりに関心を持ち、できることから、主体的に活動に取り組むことが大切です。
- (2) 事業や活動の目的を、関係する担い手同士でよく理解し、それぞれが進んで行動することが大切です。
- (3) まちづくりの担い手同士が対等であり、それぞれが自立した存在として尊重し合うことが大切です。市民等は、市の下請け先や仕事の押し付け先ではなく、お互いが対等な立場で自主性を大切にして、まちづくりを進めます。  
地域づくり協議会や、市民活動団体においては、対等な関係を維持するため、市からの支援に依存することなく、自立して、目的達成のための活動を行っていくことが大切です。
- (4) 多くの市民等に主体的に関わってもらうためには、まちづくりに関心を持ってもらうことが第一歩となります。そのため市民等及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を提供し合い、共有することが重要です。

(市の責務) 【一部改正】

第4条 市は、市民自治によるまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、市民自治によるまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を積極的に提供するものとする。

3 市は、市政における市民等の参加機会を積極的に提供するものとする。

解説： 第4条は、市の責務を規定しています。

改正前は、「市の役割」として、事業者の次の条に規定していましたが、市の責務として市民等といっしょに取り組むという姿勢を強く表すために、役割を責務として市民の役割の前に規定しました。

1 基本的かつ総合的な施策とは、第10条に掲げる施策とその手段である事業を体系化したもので、各施策・事業の目標と相互の関係を明らかにしながら取り組みます。

市は、市民等と同様に、まちづくりの主体としての責務、市民等の市民活動を支援していくサポーターの責務があります。

2 市民自治によるまちづくりの環境を整備していく責務があります。特に、市民自治によるまちづくりに必要な情報を積極的に提供することで、市民等及び市が情報を共有し、活動が円滑に行われると考えます。

3 市政に広く参加してもらえるような機会を積極的に提供し、さまざまな角度からの市民等の参加により、市民が主体となったまちづくりを進めます。

※市の具体的な施策は、第10条 市の施策で説明しています。

(市民の役割) 【一部改正】

第5条 市民は、地域の一員として、地域の課題に対し主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動の重要性を理解し、参加又は協力するよう努めるものとする。

3 市民は、地域の課題を、市民等及び市へ発信する機会の活用に努めるものとする。

解説： 第5条は市民の役割を規定しています。

1 地域社会を構成している最小の単位は市民です。自治会や市民活動団体等の構成員、事業所の社員や市の職員も市民であり、自らが暮らす地域社会をより良好にするため、小さなことでも自らが考え行動し、身近な地域社会の課題を解決していくことが求められます。

2 自治会や地域づくり協議会、NPO、ボランティア団体等が行う地域を良好にするための共同活動や社会貢献活動、市政に参加することが求められます。

3 地域の課題は、一人で解決できるものではありません。身近な自治会、地域づくり協議会、市民活動団体等及び市へ困りごと等を相談することが大切です。まずは、身近な行政窓口である交流センター\*へご相談ください。

いずれも、「努める」としたのは、まちづくりは強制されるものではありませんが、努力していくことを原則とするものです。

交流センター（詳細については、23ページを参照してください。）

開館日 火曜日～日曜日（月曜日及び祝日、年末年始は休館）

開館時間 午前8時30分～午後9時30分（職員は午後5時まで）

(自治会の役割) 【新規】

第6条 自治会は、自治会の区域での活動を基本とし、住民相互の交流及び親睦を深める活動に努めるものとする。

2 自治会は、市と連携し、区域の課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 自治会は、地域づくり協議会を構成する団体として、地域づくり協議会が行う活動への理解及び協力を努めるものとする。

4 自治会は、活動に関する情報を発信するよう努めるとともに、地域づくり協議会の活動に関する情報を住民へ伝達するよう努めるものとする。

解説： 第6条は自治会の役割を規定しています。

1 自治会は、自治会区域での活動を基本とします。祭典やイベントなどの活動をとおして、顔の見える関係づくりを図っており、わたしたちの一番身近にある組織です。

2 自分たちの地域をよくするために活動する互助による組織で、自治会長を中心に、誰もが安全で安心して暮らせるために、自主防災活動や、ごみ集積場の管理、防犯灯の管理、子供や高齢者の見守りなどを行っています。また、市へ交通安全対策や道路河川の整備など要望をとりまとめています。

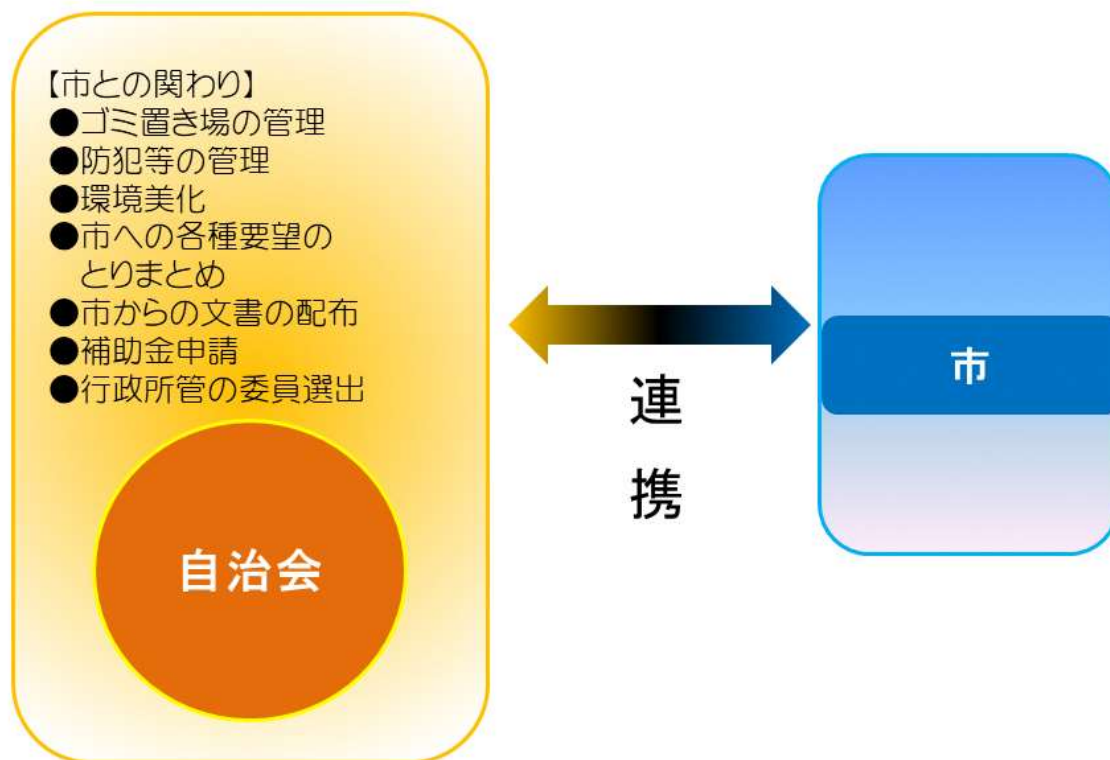
3 自治会は、地域づくり協議会を構成する団体として、協議会委員\*を選出するとともに、単位自治会では解決できない広域的な取組みへの理解や協力をしています。

\* 委員：防犯交通安全委員、自主防災会長、青少年健全育成委員など。

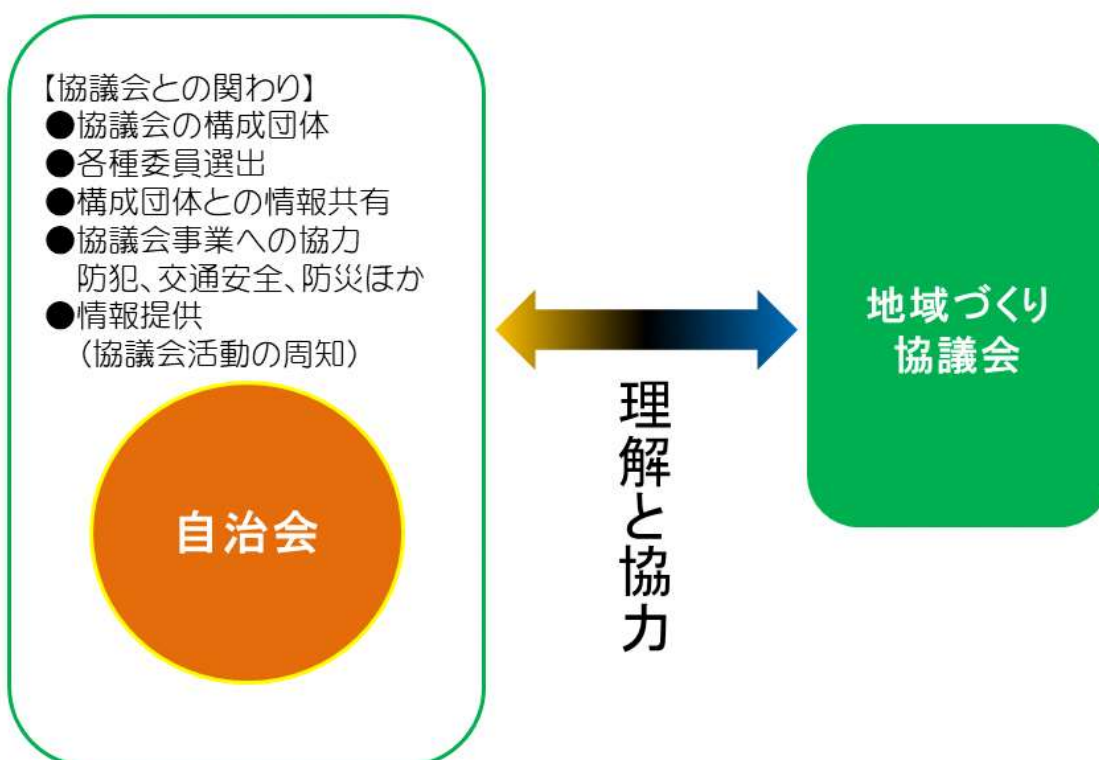
4 自治会の活動に関する情報を発信するとともに、地域づくり協議会の活動に関する情報について、より効率的かつ効果的な活動となるよう住民への情報伝達に努めます。



## 自治会と市との関係



## 自治会と地域づくり協議会との関係



(地域づくり協議会の役割) 【新規】

第7条 地域づくり協議会は、地域における課題の解決に努めるとともに、地域の魅力の向上に努めるものとする。

2 地域づくり協議会は、構成する団体及び個人が、それぞれの活動をより効率的かつ効果的に行うことができるように、情報を共有するための環境づくりに努めるものとする。

3 地域づくり協議会は、地域における課題を調査把握し、活動の方針や内容等を定めた地域の計画を策定するよう努めるものとする。

4 地域づくり協議会は、市や他の市民活動団体と連携し、地域の実情にあったまちづくりに努めるものとする。

5 地域づくり協議会は、市民等へ活動に関する情報を発信するよう努めるものとする。

解説： 第7条は、地域づくり協議会の役割を規定しています。

1 地域づくり協議会は、単位自治会を越えて地域として連携し、より効率的かつ効果的な活動を行い、地域の課題解決と魅力の向上に努めます。

単位自治会を越えて地域として連携する例としては、小学校までの通学路での見守りや旗振りは、複数自治会で連携して取り組むことで、人員削減につながるとともに、共通認識ができ、課題解決がしやすくなります。

魅力向上の例としては、地域の自然環境を生かした憩いの場などの整備や、地域に伝わる伝統行事などの歴史を生かしたまちづくりに取り組むことです。

2 地域づくり協議会は、自治会から選出された委員と市民活動団体などが集まって構成されています。これまで個々に活動していた構成団体がお互いの活動内容を理解し、情報を共有することで、組織及び類似事業の整理が図られ、効率的かつ効果的に取り組むことができます。

3 地域の課題を調査把握し、地域の計画を策定するとしています。

まずは、地域づくり協議会が、住民アンケートの実施などを通して、

地域の課題を把握すること。次に、把握した地域の課題の解決に向けた地域の計画を立てること。これらによって、市民自治の推進によるまちづくりが進むことが期待されます。

「地域の計画」とは、年度ごとの事業計画や予算案から、中長期的な視点に立った計画までさまざまです。協議会の現状において、適正な計画を立てることが求められます。

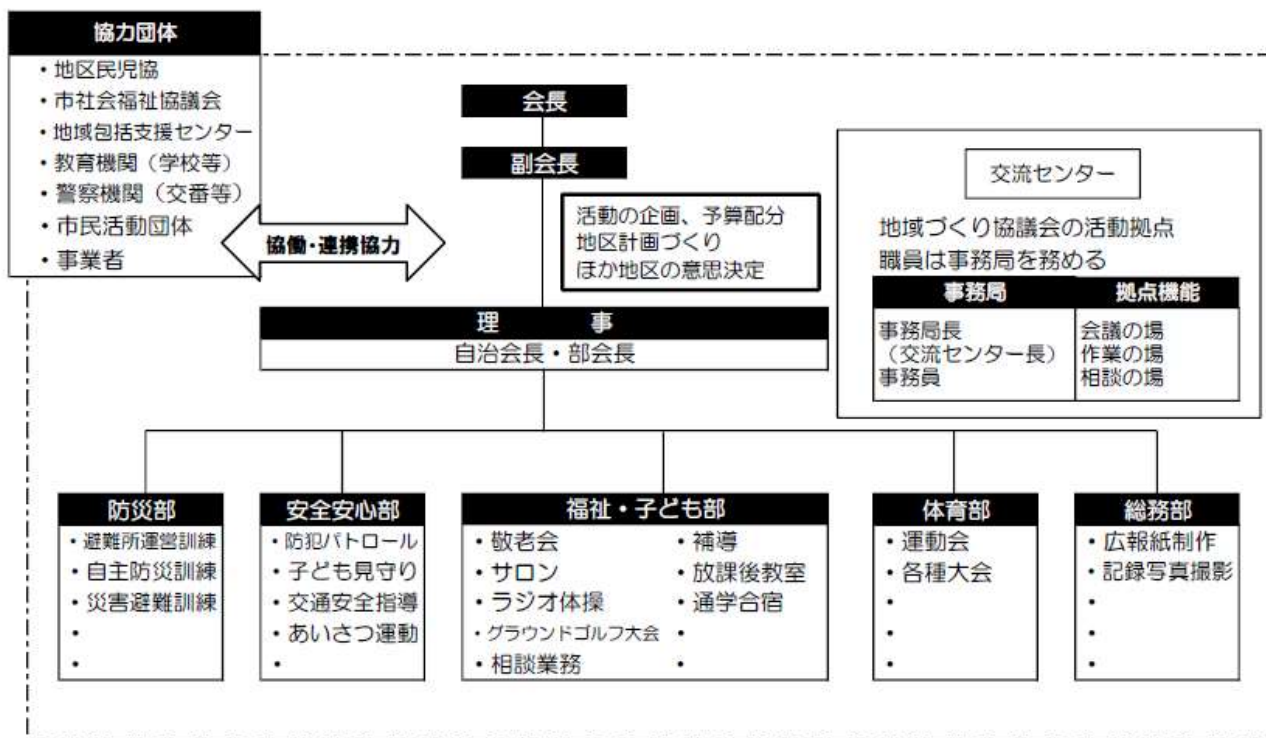
4 地域づくり協議会は、計画の策定や活動において、市や他の市民活動団体と連携・協力して取り組みます。

5 地域づくり協議会は、市民等の協議会活動への理解と協力を求めるために、市民等へ活動に関する情報を発信します。

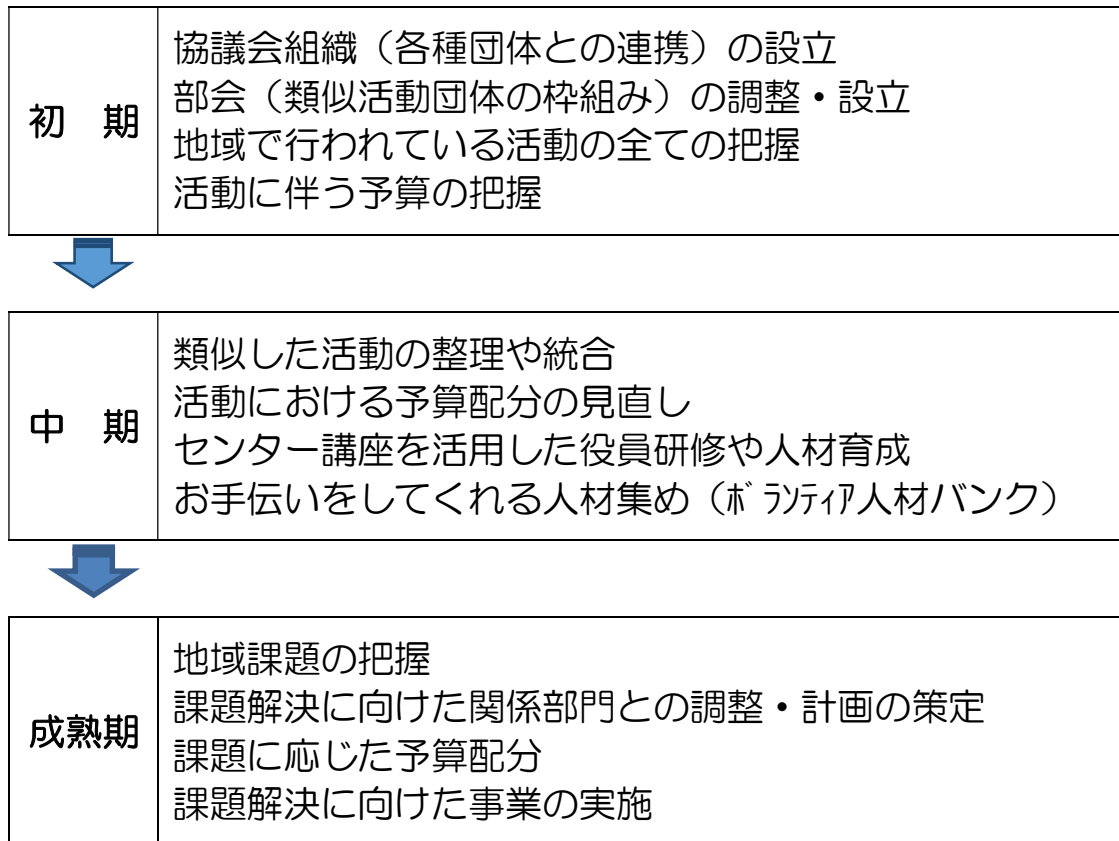
## 地域づくり協議会とは

○磐田市自治会連合会と市が「持続可能なまちづくり」のために研究を重ね、市内に組織された協議会で、主に小学校区や中学校区の自治会や市民活動団体等で構成されています。

【地域づくり協議会の組織図の例】



## 【地域づくり協議会の組織と活動の流れ】



## 【一人の百歩より百人の一步】

「特定の方ががんばる」のではなく、なるべく大勢の方が少しずつ係わることで、負担を減らし、まちづくりを継続していくことが必要です。

コラム（日誌先生）

(市民活動団体の役割) 【一部改正】

第8条 市民活動団体は、活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、自らが果たす社会的意義を自覚し、市民活動の推進に努めるものとする。

2 市民活動団体は、市民等及び市と連携するよう努めるものとする。

3 市民活動団体は、自らの活動の情報を発信し、市民等の理解及び参加の促進に努めるものとする。

解説： 第8条は、市民活動団体の役割を規定しています。

1 市民活動が果たす社会的意義には、地域社会への貢献、自己実現や生きがいの場の提供、地域経済の活性化などがあり、市民活動団体には、これらの活動を一層推進することが求められます。

2 NPO<sup>\*</sup>、ボランティア団体等の市民活動団体は、社会のさまざまな課題などに対して主体的に取り組んでいますが、これらの取組みは、その団体内だけに留まるものではなく、市民や自治会、地域づくり協議会との関わりを持って行われています。そのため、市民活動が、より多くの市民等に理解され、さまざまな担い手と連携・協力しながら活動の輪を広げていくことが大切です。市民活動センターや交流センターに相談するなどし、ネットワーキングを行い、地域や他の市民活動団体と連携することが求められています。

<sup>ノンプロフィット</sup> <sup>オーガニゼーション</sup>  
\*NPO (NonProfit Organization) とは、一般的には、非営利での社会貢献活動を行う市民活動団体のことをいいます。それぞれが、福祉や防災などテーマについての知識や専門性を有しており、地道に活動をしていただいています。

3 市民活動団体には、市民と同様にまちづくりの主体としての役割に加えて、自らの活動情報を積極的に発信し、市民のニーズを捉えて必要なサービスや活動の場を提供する役割が期待されます。

(事業者の役割) 【一部改正】

第9条 事業者は、地域を構成する一員として、社会的責任に基づき、地域に貢献するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員が居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

解説： 第9条は、事業者の役割を規定しています。

1 事業者は、地域とのコミュニケーションを通じて地域との共生を図り、地域の課題の解決に貢献することが求められます。

事業所の社会貢献活動の実践例を掲載（まち美化パートナー活動事業者紹介を予定）  
特定の企業の名前があからさまに出ないよう気を付ける。

2 従業員が「自治会の行事や会合」、「PTA活動などの地域活動」、「消防団活動」などへ参加しやすくなるよう、参加に配慮していただくことが求められています。

従業員が地域活動に参加することが増えると、社会に対する責任を果たすことにつながるとともに、従業員一人ひとりの自己実現や自発性の向上をもたらし、組織全体の活性化につながります。

また、退職後の生きがいづくりに寄与したり、地域活動の仲間が増えることにつながります。

「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」

静岡県では、消防団員の減少に歯止めをかけるため、消防団活動に協力していただける事業所等の増加を目的として、事業税の控除の制度を設けています。

(市の施策) 【一部改正】

第10条 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、次に掲げる事項について、市民等と協力し、取り組むものとする。

- (1) 市民自治の意識の醸成及び啓発に関すること。
- (2) 相談窓口の充実及び活動機会の提供に関すること。
- (3) 情報交換、評価の仕組み及び市民等の参加の仕組みに関すること。
- (4) 市民自治によるまちづくりを担う人材育成に関すること。
- (5) 自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の財政支援に関すること。
- (6) 自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動拠点の支援に関すること。
- (7) その他、市民自治によるまちづくりの推進に関し必要なこと。

2 市は、前項の施策を実施するため、職員の市民自治によるまちづくりに対する意識を高め、組織体制の整備及び連携の強化を行うものとする。

解説： 第10条は、市の基本的な施策を掲げ、市民等と協力しながら取り組むことを規定しています。

- (1) 市民自治によるまちづくりに対する意識の醸成や意識啓発を行うため、広報などによる啓発や、交流センターや市民活動センターによる研修会などの事業を実施します。
- (2) 市民自治によるまちづくりは、市民活動が一層活発になり、その活動に関係する担い手がより良好な地域社会づくりに向けて協力し合うことによって推進されます。そのため、地域の実情に合ったまちづくりや、市民活動について気軽に相談できる窓口を充実します。

交流センターや市民活動センターでは、市民活動、地域活動をはじめてみたい、参画してみたいという方への相談や情報提供、人つなぎを行っています。

また、実際に体験できる機会を提供するため、市民活動センターによる実践的な講座や既存のまち美化パートナー制度などをさらに推進します。

(3) 第12条で規定する（仮称）磐田市協働のまちづくり基本委員会で、意見交換をしたり、市の取組みに対する進捗や事業の確認をします。

また、市民等が、市民活動の状況や地域社会の課題等の情報を発信し、相互に共有できる仕組みを整備します。

(4) 自治会をはじめ、地域づくり協議会や市民活動団体は「人材不足」という悩みを抱えています。そのため、市民自治によるまちづくりの担い手となる人材を確保し、育成することが重要であり、人材育成のための交流センター講座の開催や地域づくり協議会におけるボランティア人材バンク制度の設立を支援します。

(5) 自治会への運営費交付金をはじめ、市民活動センターの運営委託や、財源を有効に活用できる支援制度として、地域づくり協議会に対し、「地域づくり応援一括交付金」を交付するなどしています。

(6) 活動拠点の支援として、自治会へは公会堂整備への補助金などを行っています。また、交流センターや市民活動センターなどの施設を設置しています。

交流センター職員は、地域づくり協議会の事務局として協議会の運営を支援しています。

市民活動センターでは、テーマをもって活動し、特に活動地域を定めない方を中心に、会議場所や、印刷等の支援をしています。

また、さらに、活用できる民間施設についての情報も収集し、公共施設と併せて、活動の場に関する情報を提供していきます。

(7) 上記に掲げるものの他、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な事業を実施します。

2 職員の市民自治によるまちづくりに対する意識を高める研修会の実施や、市民にとってわかりやすい組織となるよう、市役所内の体制を整備し、併せて横の連携を強化していきます。



## 交流センター（平成27年4月～）

公民館やコミュニティセンターを、平成27年4月より『交流センター』に名称を統一して、地域活動の拠点施設となっています。

### 「地域活動拠点施設としての交流センター」

- 地域への会議室など施設の貸し出し
- 印刷機の使用
- 地域活動や学校行事、講座のお知らせなどの「センター便り」の発行

### 「生涯学習の推進を担う交流センター」

- 趣味の講座から役員研修や地域づくり講座まで、人材育成につながる講座の実施
- サークルや団体への施設の貸し出し

### 「地域づくり活動支援を行う交流センター」

- センター長は協議会の事務局長を担い、協議会運営をサポート
- 協議会や自治会などの申請書類や会議資料などの作成を支援
- センター利用者や受講者などを中心に地域活動協力者の募集・登録

### 「市の身近な窓口としての交流センター」

- 自治会に関する各種補助金申請書類の受付窓口
- 保健師が地域に出向き健康相談業務などを行う「まちの保健室」を実施
- 困りごとなどの簡単な相談対応や担当課へつなげる役割

## 市民活動センターのっぼ（平成22年6月～）

思いとひとが、「出会い・つなぐ・つながる」

○前身は、平成12年に設置され、市内のNPO法人等の市民活動団体によって運営されていた磐田NPO交流センターです。

○市が設置し、NPO法人磐田まちづくりネットワークがその運営を受託しています。（令和3年4月現在）

○磐田市のワークピア磐田内に設置されています。（令和3年4月現在）

○「のっぼ」は、磐田市内を活動の場として、非営利のボランティアや市民活動を行う団体・事業者及びNPO活動に関する活動や相談をされる方にご利用をいただいています。

○市民活動の情報の収集や発信、活動していただいている皆さんの交流の促進を目的とした展示会や情報交換会をはじめ、「いわた減災ネットワーク連絡会」の運営など、分野ごとの市民活動団体の連携推進をしています。

○近年では、地域づくり協議会と市民活動団体との連携コーディネートを支援しています。

【のっぼホームページ <https://iwata-npo.org/>】

## 外国人情報窓口

「多様な文化がもたらすまちづくりの担い手を支援」

○磐田市の人口の内、約5%（令和3年3月末）を外国人が占めており、近年もその人数は増加傾向にあります。

文化や言語の違いはありますが、外国人市民も地域を支える大きな力です。

○外国人で転入や、転居をされる方などへ多言語資料を用い、自治会、ゴミの出し方、税金、健康保険、防災、交通安全、教育、日本語教室など、磐田市で生活するために必要な情報の提供、専門窓口の案内などを行っています。

【外国人情報窓口 Facebook QRコード



】

(人材の確保と育成) 【新規】

第11条 自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体は、まちづくりを推進する人材の確保と育成をするため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 主体的に活動を推進すること。
- (2) 市民が参加しやすい透明性の高い運営を行うこと。
- (3) 市民が主体的に活動に参加できる機会をつくること。
- (4) 子供、若者及び女性の社会参加の重要性について理解し、その参画を推進すること。
- (5) 市民活動に参加する人材の交流を促進すること。

解説： 第11条は、市民自治によるまちづくりを推進するうえで、必要な人材の確保と育成について規定しています。

人材育成は、第10条で市の施策としても規定していますが、自治会や地域づくり協議会及び市民活動団体が自ら、人材の確保と育成をすることが大切です。

- (1) やらされではなく、自ら主体的に活動をすることで、その意義を伝えることができ、人材の確保と育成につながります。
- (2) 意思決定の過程や会計など透明性の高い運営を行うことで、活動に対する理解が深まり、人材の確保と育成につながります。
- (3) 意思決定に参加したり、自分の意見を言える活動の機会を提供することで、参加者が、主体的に活動をするきっかけとなります。
- (4) 特に、次代を担う子供、若者や女性の社会参加や参画について意識をして行うことで、それぞれの特性を生かしたまちづくりが期待されるとともに、人材の確保と育成につながります。

また、年齢や性別にかかわらず、退職された方や現役世代の方の参加の促進も必要です。

- (5) 人材の確保と育成は、人と人がつながることがその第一歩です。  
活動に参加してくれた方同士の交流が促進されるよう機会をつくる  
ことが大切です。

#### 【人材の確保と育成】

##### ボランティア人材バンク：地域づくり協議会

誰もが気軽にできることからまちづくりに参加してみませんか？

地域づくり協議会では「ボランティア人材バンク」を設けています。

これは、役員や選出委員でなくとも、地域づくりに参加したいと思う方を対象としています。

##### 中学生地域リーダー養成講座：静岡県

中学生の健全育成を目的として、静岡県青少年指導者級別認定事業（中学生地域リーダー養成講座）が実施されています。

これによって、中学生が地域からの要請に応じて、地域活動の企画から実施までのお手伝いをしています。活用してはいかがでしょうか。

##### 交流センター講座：地域づくり協議会と市と連携

地域の課題を解決するため、まちづくりの担い手を育成するために交流センター講座を地域と市とが連携して開催しています。

防災や福祉などその地域の実情にあった講座を実施しています。

例：井通交流センター「あなたがリーダー講座（防災）」

豊岡東交流センター「しきじワークショップ：地域文化の伝承と保存」

竜洋交流センター「終活、介護、介護予防、認知症」「竜洋歴史講座」

（（仮称）協働のまちづくり基本委員会の設置） 【一部改正】

第12条 市は、市民自治によるまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、（仮称）磐田市協働のまちづくり基本委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市民自治によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、市民等、識見を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

解説： 第12条は、市民自治によるまちづくりを推進するための調査審議の機関として、必要に応じて、「委員会」を設置することや委員構成などを規定しています。

(委任) 【改正なし】

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

解説： 第13条は、この条例で定めるもの以外に、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めると規定するものです。

(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例 解説書

令和〇年〇月作成

発行 磐田市自治市民部地域づくり応援課

電話 0538-37-4811

FAX 0538-32-2353

E-mail [chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp](mailto:chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp)